

戸籍郵送請求にあたっての注意事項

【注意 1】

戸籍および附票については、改製等により複数存在する場合があります。手数料はそれぞれ必要になります。証明してほしい内容を具体的に請求書に記入してください。

(例)出生から死亡までの戸籍謄本、〇〇市から現在までの戸籍附票

【注意 2】

平成20年5月1日に戸籍法が改正され、郵送で戸籍を請求される場合、本人確認書類の添付が必要となりました。不正な請求から個人情報を守ることを目的としておりますので、ご理解ご協力をお願いします。

請求者により本人確認書類が異なりますので、下表をご参照ください。

請求者		請求書	手数料	返信用封筒	本人確認書類 (現住所(送付先住所)の確認ができるもの)
本人請求 注1		○	○	○	次の書類いずれか1点のコピーを添付してください。 運転免許証、マイナンバーカード、 住民基本台帳カード、健康保険証、 年金手帳、年金証書など
第三者請求 注2	個人の場合	○	○	○	次の書類いずれか1点のコピーを添付してください。 運転免許証、マイナンバーカード、 住民基本台帳カード、健康保険証、 年金手帳、年金証書など
	法人の場合	○ 注3	○	○	代表者等による請求 ・次の書類いずれか1点のコピーを添付してください。 運転免許証、マイナンバーカード、 住民基本台帳カード、健康保険証、年金手帳、 年金証書など ・本店若しくは支店の所在地が確認できる代表者の 資格を証する書面 担当者による請求 ・次の書類いずれか1点のコピーを添付してください。 運転免許証、マイナンバーカード、 住民基本台帳カード、健康保険証、年金手帳、 年金証書など ・代表者の資格を証する書面 ・事務所等の所在地が確認できる社員証コピー、社員 証がない場合は代表者が作成した委任状
特定事務受任者の職務上請求 弁護士、司法書士、 土地家屋調査士、税理士、 社会保険労務士、弁理士、 海事代理士、行政書士		○ 注4	○	○	所属する会がホームページ等で氏名・所在地を公表していない場合は、特定事務受任者であることを証する書類または運転免許証、マイナンバーカード、住民基本台帳カード(写真つき)など、いずれか1点のコピーを添付してください。

注1=代理人が請求する場合は、本人からの委任状と代理人の本人確認書類のコピーが必要です。

注2=法令に定める第三者請求に限ります(請求できる権利があることを確認できる資料を添付してください)

注3=社印が押され、代表者名または担当者名が記入されたもの

注4=統一請求書に職印が押されたもの

注5=特定事務受任者の委任状請求の場合、郵送先は本人確認書類に記載の住所宛の送付になります。

ご請求前に記入もれや添付もれがないか、今一度、ご確認ください。